

部局名	子ども部	所属名	子育て支援課	所属長名	野口 啓子	電 話	483-1151 内線2270
-----	------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3165		事務事業名称	母子生活支援施設・助産施設措置事業					短縮コード	経常	3165	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	02	児童福祉費	目	02	児童措置費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		児童福祉法						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和22年の児童福祉法の制定により①母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある母子が，経済的理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合や②保健上必要があるにもかかわらず，経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して施設に入所させ，生活を支援したり，助産を受けさせる事業である。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして					
平成13年10月「配偶者暴力防止法」の施行により、DVの相談件数が増加してきている。また、経済的、住居、子育て等に問題を抱える母子家庭数の減少は見込まれず、母子生活支援施設の利用者は横ばい傾向で推移するものと思われる。 入院助産については、健康保険制度の出産一時金の充実により、利用者が減少しているが、健康保険に加入していない生活保護世帯等低所得者の出産には必要な制度であり利用者がなくなることはないと思われる。 。						大項目（節）	02	社会福祉					
						中 項 目	02	ひとり親家庭福祉					
						小項目（施策）	01	相談・支援体制の充実					
						細 項 目	01	相談体制の充実					
					実施計画の計画事業								
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	①母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある母子が，経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合母と児童を伴に入所させその生活を支援する。 ②保健上必要があるにもかかわらず，経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産措置を行い，経済的負担の軽減を図る。						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成21年度に実際に行ったこと： 施設への継続入所措置を実施						
	※平成22年度に計画していること： 相談面接により、施設への入所措置を実施						
意図 （何を狙っているのか）	①保護を必要とする母子家庭を施設に保護し、母子家庭の経済的・精神的負担の軽減を図る。 ②経済的に不安のある妊産婦の経済的負担と精神的不安の解消を図る。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	2 0 年度	2 1 年度		2 2 年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある母子	人	12	6	6	6
	指標 2	低所得層に属する妊婦	人	4	3	0	3
	指標 3						
活動指標	指標 1	入所の保護実施世帯	件	4	2	2	2
	指標 2	入院助産の実施数	人	4	3	0	3
	指標 3						
成果指標	指標 1	入所相談に対して施設への保護を実施した割合	%	100	100	100	100
	指標 2	入所相談に対して施設に措置した割合	%	100	100	100	100
	指標 3						
上位成果指標	指標 1						
	指標 2						
	指標 3						

コード	3165	事務事業名称	母子生活支援施設・助産施設措置事業				所属名	子育て支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続					児童福祉法に基づく事業であるため、現行のまま継続とする。	
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
		☐ 廃止・休止						
		☐ 事業完了						
		☒ 現状のまま継続						
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			児童福祉法に基づく事業であるため	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
母子生活支援施設については、相談者が低家賃住宅と考えて相談に来る場合が多く、内容を説明すると利用しない。母子家庭は、低所得な人も多く、市営住宅等の低家賃な住宅の入居希望者の相談は多い。	

所属長コメント	児童福祉法に基づく事業であり、今後継続を要する事業と考える。	
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続	担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
	☐ その他	
	☐ 廃止・休止	
	☐ 事業完了	
	☒ 現状のまま継続	